

○国土交通省告示第百八十号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の三第十項の規定に基づき、この告示を制定する。

平成二十七年一月二十九日

国土交通大臣 太田 昭宏

構造計算基準に適合する部分の計画を定める件

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の三第十項の規定に基づき、構造計算基準に適合する部分の計画を次のように定める。

建築基準法施行規則第一条の三第十項に規定する構造計算基準に適合する部分の計画は、増築又は改築後において、増築又は改築に係る部分とそれ以外の部分とがエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接するものとなる建築物の計画（以下「分離増改築計画」という。）のうち、増築又は改築に係る部分以外の部分（増築又は改築前において独立部分（建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合における当該建築物の部分を用いる。）が二以上ある建築物にあつては、当該独立部分それぞれ以下「既存部分」という。）の計画（次の各号のいずれかに該当するものに限る。）であつて、直前の確認において既存部分の構造方法が構造計算（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十

八号) 第八十一条第二項第一号イ若しくはロ又は第二号イ又は第三項に定める構造計算に限る。以下同じ。)により確かめられる安全性を有することが確認されたことにより、分離増改築計画のうち当該既存部分の構造方法が、その安全性を確かめる場合に用いることが認められる構造計算によって確かめられる安全性を有することが確認できるものとする。

一 直前の確認を受けた計画から変更がないもの

二 直前の確認を受けた計画から行われた変更が建築基準法施行規則第三条の二第八号から第十一号までに掲げるものその他の変更であつて、直前の確認において構造方法の安全性を確かめた構造計算による既存部分の構造方法の安全性の確認に影響を及ぼさないことが明らかなもののみであるもの

附 則

この告示は、平成二十七年六月一日から施行する。